

議案第47号

南但広域行政事務組合規約の変更について

南但広域行政事務組合規約（昭和47年南但広域行政事務組合規約第1号）の一部を別紙のとおり変更するため、関係市と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

南但広域行政事務組合が共同処理している農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業については、令和2年4月1日に設立される兵庫県農業共済組合が南但広域行政事務組合に替わって共同処理を行うこととなるため、当該事業に関する事務を削除することに関し、同組合規約の一部について所要の変更をしようとするものです。

南但広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

南但広域行政事務組合同規約（昭和47年南但広域行政事務組合同規約第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第7号を次のように改める。

(7) 削除

第10条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第12条を削る。

附 則

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行期日の前日における南但広域行政事務組合の農業保険法に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務は、令和2年4月1日から兵庫県農業共済組合がこれを行うものとする。

議案第47号資料

南但広域行政事務組合規約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(経費)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の負担金は、次の各号に定めるものを除き、その10分の3を均等割、10分の7を人口割りによって関係市に分賦する。</p> <p>(1) 第3条第3号に掲げる事務に要する経費は、朝来市が全額を負担する。</p> <p>(2) 第3条第4号に掲げる事務の土地取得に要する経費は、特別負担金としてその10分の2を朝来市に分賦し、その残りの10分の8について、その10分の3を均等割、10分の7を人口割によつて関係市に分賦する。</p> <p><u>(3) 第3条第7号に掲げる事務に要する経費は、その10分の3を均等割、10分の7を事業規模点数割によつて関係市に分賦する。</u></p> <p>(4) 第3条第10号に掲げる事務に要する経費は、兵庫県が関係市に交付した移譲事務市町交付金相当額をそれぞれ関係市に分賦する。</p> <p>3 前項の人口割の基礎となる人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。</p> <p>(地方公営企業法の適用)</p> <p><u>第12条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定に基づき、組合の行う農業共済事業に同法の財務規定等を適用する。</u></p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 削除</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(経費)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の負担金は、次の各号に定めるものを除き、その10分の3を均等割、10分の7を人口割りによつて関係市に分賦する。</p> <p>(1) 第3条第3号に掲げる事務に要する経費は、朝来市が全額を負担する。</p> <p>(2) 第3条第4号に掲げる事務の土地取得に要する経費は、特別負担金としてその10分の2を朝来市に分賦し、その残りの10分の8について、その10分の3を均等割、10分の7を人口割によつて関係市に分賦する。</p> <p>(3) 第3条第10号に掲げる事務に要する経費は、兵庫県が関係市に交付した移譲事務市町交付金相当額をそれぞれ関係市に分賦する。</p> <p>3 前項の人口割の基礎となる人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。</p>